

# ○療養介護サービス費

基本部分			注	注	注	注	注	注	注
イ 療養介護サービス費	(1)療養介護サービス費(Ⅰ)	(一) 定員40人以下 (974単位)	×965/1,000	×70/100	減算が適用される月から2月目まで ×70/100	×90/100	×99/100	×97/100	×90/100
		(二) 定員41人以上60人以下 (948単位)							
		(三) 定員61人以上80人以下 (900単位)							
		(四) 定員81人以上 (861単位)							
	ロ 経過的療養介護サービス費	(1)経過的療養介護サービス費(Ⅰ)	(一) 定員40人以下 (915単位)	×965/1,000	×50/100	3月以上連続して減算の場合 ×50/100	×50/100	×50/100	×50/100
(二) 定員41人以上60人以下 (811単位)									
(三) 定員61人以上80人以下 (882単位)									
(四) 定員81人以上 (846単位)									
(五) 療養介護サービス費(Ⅴ)			(一) 定員40人以下 (452単位)						
(二) 定員41人以上60人以下 (416単位)									
(三) 定員61人以上80人以下 (385単位)									
(四) 定員81人以上 (366単位)									
(五) 療養介護サービス費(Ⅴ)	(一) 定員40人以下 (452単位)								
(二) 定員41人以上60人以下 (416単位)									
(三) 定員61人以上80人以下 (385単位)									
(四) 定員81人以上 (366単位)									

  

地域移行加算		(入院中2回、退院後1回を限度として、500単位を加算)	
福祉専門職員配置等加算	イ 福祉専門職員配置等加算(Ⅰ) (1日につき10単位を加算)	ロ 福祉専門職員配置等加算(Ⅱ) (1日につき7単位を加算)	ハ 福祉専門職員配置等加算(Ⅲ) (1日につき4単位を加算)
人員配置体制加算	イ 人員配置体制加算(Ⅰ) (1.7:1)	(1) 定員61人以上80人以下 (1日につき6単位を加算)	(2) 定員81人以上 (1日につき17単位を加算)
	ロ 人員配置体制加算(Ⅱ) (2.5:1)	(1) 定員40人以下 (1日につき170単位を加算)	(2) 定員41人以上60人以下 (1日につき200単位を加算)
		(3) 定員61人以上80人以下 (1日につき224単位を加算)	(4) 定員81人以上 (1日につき237単位を加算)
障害福祉サービスの体験利用支援加算	(1日につき300単位を加算)		
集中的支援加算 (月4回を限度)	(1回につき1,000単位を加算)		

  

福祉・介護職員等処遇改善加算		注1 所定単位数は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員等処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計	
イ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	ロ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	ハ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	ニ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)
		(1) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(1)	(1) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(1)
		(2) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(2)	(2) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(2)
		(3) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(3)	(3) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(3)
		(4) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(4)	(4) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(4)
		(5) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(5)	(5) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(5)
		(6) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(6)	(6) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(6)
		(7) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(7)	(7) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(7)
		(8) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(8)	(8) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(8)
		(9) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(9)	(9) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(9)
		(10) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(10)	(10) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(10)
		(11) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(11)	(11) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(11)
		(12) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(12)	(12) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(12)
		(13) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(13)	(13) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(13)
(14) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(14)	(14) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(14)		

  

福祉・介護職員等処遇改善加算		注1 所定単位数は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員等処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算、福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を除く)を算定した単位数の合計	
イ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	ロ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	ハ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	注2 令和6年5月31日まで算定可能
			注2 令和6年5月31日まで算定可能
			注2 令和6年5月31日まで算定可能
福祉・介護職員等特定処遇改善加算	イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	注1 所定単位数は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員等処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算、福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を除く)を算定した単位数の合計
			注2 令和6年5月31日まで算定可能
福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算	注1 所定単位数は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員等処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算、福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を除く)を算定した単位数の合計		
	注2 令和6年5月31日まで算定可能		